

修正番号単価の算定 【NTT東日本】

(1) R4. 7~12月の間で徴収すべき額を算出 (A東 - B東 - C東 = D東)

A東 徴収すべき 負担金総額	B東 前年度 過不足額	C東 R4.1~6月 (算定月)間の 徴収見込額	D東 R4.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額
●補てん対象額 4,008,369,937円 + ●支援機関事務費 23,751,938円 = 合計 4,032,121,875円	- 907,526,125円	①R4.1月分 289,758,637円 ②R4.2~6月分 (予测算定対象電気通信番号の総数の合計適用) 1,452,673,918円 (1.18215946円 × 1,228,830,769番号)	= 1,382,163,195円

(2) 合算番号単価に(1)の算出額を乗じた後、R4. 7~12月の間で徴収すべき総額 (D東とD西の合計額)で除する。($F \times D東 \div D = NTT東日本修正番号単価$)

F 合算 番号単価	×	D東 R4.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額	÷	D (D東+D西) R4.7~12月(算定月)の間 で徴収すべき見込額の総額
2円		1,382,163,195円		2,336,796,066円

= 1.18295577 円

修正番号単価の算定 【NTT西日本】

(1) R4. 7~12月の間で徴収すべき額を算出 (A西 - B西 - C西 = D西)

A西 徴収すべき 負担金総額	B西 前年度 過不足額	C西 R4.1~6月 (算定月)間の 徴収見込額	D西 R4.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額
●補てん対象額 2,773,067,040円 + ●支援機関事務費 16,432,045円 = 合計 2,789,499,085円	-	629,418,023円 ① R4.1月分 200,460,571円 ② R4.2~6月分 (予測算定対象電気通信番号の総数の合計適用) 1,004,987,620円 (0.81784054円 × 1,228,830,769番号)	954,632,871円

(2) 合算番号単価に(1)の算出額を乗じた後、R4. 7~12月の間で徴収すべき総額 (D東とD西の合計額) で除する。($F \times D西 \div D = NTT西日本修正番号単価$)

F 合算 番号単価	×	D西 R4.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額	÷	D (D東+D西) R4.7~12月(算定月)の間 で徴収すべき見込額の総額
2円		954,632,871円		2,336,796,066円

= 0.81704423 円